

石川県バスケットボール協会U12部会 規約

第1章 名称

第1条 本部会は、石川県バスケットボール協会U12部会（IBA U12）と称する。

第2条 本部会は、所在地を「部会の指定する所」におく。
（指定先は、会計宅におく）

第2章 目的および事業

第3条 本部会は、石川県におけるバスケットボールの健全な普及発展を図るとともに、技術の向上と、指導者、審判の資質の向上を図ることを目的とする。

第4条 本部会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 交歓試合、競技大会の主催および後援
2. バスケットボールに関する技術の調査、研究
3. バスケットボールに関する講習会と指導者の養成
4. バスケットボールの規則、審判に関する調査、研究
5. バスケットボールの施設や用具に関する調査、研究
6. その他、本部会の目的達成のための事業

第3章 組織

第5条 本部会は、石川県バスケットボール協会加盟（以下「県バスケ協会」とする）に加盟するバスケットボールチームをもって組織する。

第6条 前条のバスケットボールチームは、年齢が12歳以下の小学生のプレイヤーをもって、男女別々に組織する。

第4章 役員

第7条 本部に次の役員をおく。

顧問	若干名
部会長	1名
副部会長	若干名
各委員会委員長	各1名
各委員会副委員長	若干名
常任委員	必要に応じて
委員	加盟チーム代表1名ずつ
監事	若干名

第8条 部会長、副部会長は総会の推薦によって就任する。部会長は本部会を代表する。副部会長は部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代行する。

第9条 各委員会の委員長、副委員長は総会において選出し、部会長が委嘱する。各委員長は各委員会の業務を統括する。各副委員長は各委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

第10条 常任委員は、総会が選出し、部会長が委嘱する。常任委員は、常任委員会を構成し、総会の決定または承認した事業を遂行するとともに、第2章の目的および事業を達成するための、事業を企画、運営し、併せて総会に提出する原案を作成する。

第11条 委員は、加盟チームに所属する者、ならびにそのチームの所在地の市町バスケットボール協会会員、または、本部会の推薦を受けて選出された者、および、総会において推薦された者とし、部会長がこれを委嘱する。委員は、総会を構成し、第2章の目的および事業を達成するための事業を決定、または、承認する。

第12条 監事は、総会において推薦し、本部会の会計を監査する。また、監事は委員と兼ねることができない。

第13条 顧問は別に定める。

第14条 役員の任期は2年間とし、再任を妨げない。役員に欠員が生じたときは、その補充をする。補充された役員の任期は前任者の在任期間とする。

第5章 会議

第15条 本部会に、次の会議をおく。

1. 総会
2. 常任委員会
3. 専門委員会
 - ① 総務委員会
 - ② 競技委員会
 - ③ 指導者育成委員会
 - ④ ユース育成委員会
 - ⑤ 審判委員会

第16条 次の事項は、総会において決定または承認する。

1. 事業計画、予算
2. 事業報告、決算
3. 部会長、副部会長、委員長、副委員長、常任委員、監事の推薦
4. その他重要事項

第17条 総会は、定例総会と臨時総会とし、定例総会は毎年一回、部会長が招集し、かつ、会の議長となる。

第18条 総会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。その場合、委任状を提出すれば出席とみなす。決議は多数決によるものとし、賛否同数のときは、議長が決定する。規約を改正するには、委員の過半数の賛成を必要とする。

第19条 総会で決定しなければならない事項について、必要に応じて常任委員会で決裁することが出来る。但し、総会で事後承認を得なければならない。

第20条 次の事項は、常任委員会において企画し、運営する。

1. 事業計画
2. 予算と決算
3. 専門委員会
4. その他重要事項

第21条 常任委員会は、部会長が招集し、かつ、会の議長となる。

第22条 常任委員会の議決は多数決によるものとし、賛否同数のときは議長が決定する。

第23条 各専門委員会は、各委員長が招集し、かつ、会の議長なる。各委員会で企画、運営する事項は別に定める。

第6章 登録

第24条 県バスケット協会に加盟しようとするチームは、毎年度ごとに県バスケット協会に登録しなければならない。

第25条 県バスケット協会の加盟チームは、総会で決定した加盟費を納入しなければならない。一旦、納入した費用は、理由のいかんにかかわらず一切返金しない。

第26条 年度の途中において、チームが加盟する場合は、部会長の承認を受けて県バスケット協会に登録しなければならない。

第27条 県バスケット協会に登録しようとする選手は、毎年度ごとに県バスケット協会に登録をしなければならない。但し、定められて期間に行うものとする。

第28条 選手の移籍登録については、JBA基本規定およびU12カテゴリー登録運用細則、U12カテゴリー移籍運用細則、U12カテゴリー移籍手続きガイドを基本とし、詳細は別に定める。

第29条 本部会は、県内を能登地区、加賀地区の二つの地区に区分する。

第30条 県バスケット協会に加盟していないチームおよび登録していない選手は、本部会が主催する事業に参加することができない。

第31条 年度は毎年4月1日より始まり、翌年3月31日をもって終わる。

第7章 賞罰

第32条 本部会の規約および附則、または、通達事項に反する行為のあった者は常任委員会の議決により処分を行う。

第8章 会計

第33条 本部会の経費は、加盟費、参加費、補助金、寄付金その他の収入をもってこれに当たる。

第34条 本部会の予算と決算とは、会計年度ごとに担当委員が作成する。

第35条 本部会の会計年度は、毎年4月1日より、翌年3月31日までとする。

第9章 補足

第36条 この規則の施行についての細則は、総会の議決を経て別に定める。

第37条 規則の改正によって、第4章に定める役員が変更される場合は、新たに役員が決定されるまで、在職者が企画、運営にあたる。

附則

この会の設立は平成5年4月1日とする。

この規約は平成5年4月1日より施行する。

この規約は平成12年4月1日より施行する。

令和元年4月14日より、この会の名称を「石川県ミニバスケットボール連盟」から「石川県バスケットボール協会 U12部会」に改称する。

この規約は令和3年4月11日より施行する。

この規約は令和6年4月14日より施行する。

この規約は令和 年 月 日より施行する。